

2章: 2 都市と自然が共生したまち 1節: (1) 環境政策の充実

1項(施策): 環境施策の充実

手段

手段

施策の現状と課題

・前期基本計画期間においては、新清掃工場の稼働、天然ガス転換工場の完了、実初地区ホテルの生息地づくりワークショップの実施、リサイクル体験教室の継続実施等を展開してきた。また、「環境基本計画」「緑の基本計画」「新エネルギービジョン」の策定及び「一般廃棄物処理基本計画」の見直しが行われ、平成19年4月よりスタートした。これらの計画の推進に係る事業展開が課題である。

・未策定である「(仮)公害防止計画」「(仮)環境学習推進計画」「(仮)地球温暖化対策地域推進計画」の早期策定と推進が望まれる。

・環境基本計画における環境目標(協働)“市・市民・事業者が共に環境保全に取り組む社会”の施策の具現化が必要である。

名称	施策の内容	成果指標
地球環境への貢献 [主たる担当課] 自然保護課	庁内等における行動取組を実施するための「地球温暖化防止率先行動計画」を推進するとともに、家庭や事業所におけるエネルギー使用量や廃棄物の削減など、全市的な削減目標の設定や活動取組を定める「地球温暖化対策地域推進計画」の策定により、地球温暖化への計画的な対応を図ります。さらに、情報収集・研究に取組み、省エネルギー、新エネルギー等に関する情報提供、地球温暖化防止に向けた啓発事業の推進を図っていきます。 また、クリーンな代替エネルギーの導入を広げ、「新エネルギービジョン」による新エネルギーの導入・普及啓発を推進するため、新たにつくられることも園や公園など公共施設での省エネ設備や太陽光・風力などの自然エネルギーの導入、清掃工場等の余熱・廃熱利用等を図るとともに、市民・事業者へ省エネルギー設備や代替エネルギーの導入・普及啓発を推進します。	温室効果ガス削減率 太陽光発電導入公共施設数 太陽光発電システム導入住宅数
循環型社会の構築 [主たる担当課] クリーン推進課 クリーンセンター施設課 クリーンセンター業務課	3R(リデュース・発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し、ごみを減らし、資源を繰り返し利用する循環型社会の形成を図るため、市民とともに分別の啓発、自家処理の支援や受益者負担も含めた様々な角度から、家庭から排出されるごみを減らす有効な施策を検討し、事業者に対しても、事業系ごみを減らし資源化を促進していくための計画的取組の要請等を行ってまいります。さらに、ごみ処理における資源回収、市民のリサイクル活動等への支援、啓発を推進し、市の事業においてもリサイクル(剪定枝、スラグ、メタル等)再生資源の活用、グリーン購入等を広げ、技術や制度、市場といった情勢変化に対応するための情報収集と方策の改善に取組むことで、資源の循環利用を推進していきます。 廃棄物の適正な排出と処理を図るため、ごみの収集と適正排出の促進、芝園清掃工場の適切な運営とともに資源化における技術開発等中間処理及び最終処分に係るごみ処理の改善、パトロールの実施や責務の啓発による不法投棄への対応、し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理を実施してまいります。また、災害時のごみへの対応として、迅速かつ効率的なごみ処理体制の確立、地域防災計画及び行動計画に基づいた対応、遠隔地の自治体との連携等、危機管理を図っていきます。	1人1日あたりのごみ排出量の減少 リサイクル率の向上 最終処分率の維持
公害防止 [主たる担当課] 環境保全センター	大気、水質、騒音等の環境質の定期的な調査を継続して行っていくとともに、工場等への指導を継続して実施します。 土壌、地下水、地盤の保全、悪臭等については、事業場への指導や規制、啓発を実施してまいります。 有害物質等のリスク回避のため、環境中のダイオキシン調査(大気、水質及び底質、土壌)や環境ホルモン調査の実施、アスベスト問題の対応として公共施設の対策や民間の解体作業に対する指導、PCB廃棄物の適正保管・処理などとともに、新たに生じる様々な問題への対応を科学的知見から行える体制面の整備を図ってまいります。 これから、公害の防止に取り組む柱となる「(仮)公害防止計画」を策定し、計画的な対応を図っていきます。	環境基準の達成
環境学習と保全活動の推進 [主たる担当課] 自然保護課	谷津干潟自然観察センターでのボランティア事業の推進や自然案内人入門講座の実施をはじめ、まちづくり出前講座や公民館等での環境講座の実施など地域や環境への意識をもった人材の育成及び活用を図っていきます。大学と連携し、多くの市民の参加による自然環境調査の実施や実初地区ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進など、学習への参加が保全活動へつながる場を形成し、更に意欲が向上するような流れの定着を図っていきます。谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザを環境学習の拠点と位置づけ、一層の活用を図っていきます。また、広報紙への環境情報の連載や環境月間行事の実施など理解を深め、意識や危機感に訴えていく積極的な情報の提供・発信を推進します。 学校等の教育活動の中で行われる環境教育の支援を図るため、体験学習プログラムの作成や教員研修会(谷津干潟等)の実施などの人材・プログラムの支援、市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センター・芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援や鹿野山少年自然の家・富士吉田青年の家での自然体験学習など教育活動の場の支援を図っていきます。また、教材・情報の整備と提供を図っていきます。 このような環境学習の推進における、方向性の提示や効果的な支援について計画的な対応を図ります。また、学習機会の提供など全国的・国際的な情報発信・交流を目指します。 地域の人々が自ら身近な課題に取り組むことから、地域の中に協働の仕組みをつくっていくため、ごみや生活排水に対する取組、まちの美観保全・緑化の取組、地球温暖化防止の取組、自然環境の保全・活用の取組、公園・緑地等の整備・運営・活用の取組、農地の保全・活用の取組などを通して、市民との協働の推進を図ります。 事業者との協働の推進を図るため、法令の遵守や協定はもとより、事業活動における地域社会や環境への十分な配慮を求めていくとともに、環境保全活動への参加協力など人材・知識等に関する協力、環境保全活動への資材等の提供など場・資金等に関する協力、地域への積極的な情報発信・交換・交流を求めています。 大学との協働の推進を図るため、学外フィールドの提供や市内環境保全のための研究プログラム事業の推進など地域の様々な課題への取組に大学の人材や知識、ノウハウが提供されるよう、協力を求めています。併せて、大学の敷地や施設について市民の環境学習、緑化などに向けた協力を求めるとともに、地域への積極的な情報発信など情報交換・交流を図っていきます。	協働事業数 人材育成事業参加者数、活動回数及び活動回数 自然環境調査参加者数

\* 施策数が4を超える場合は、2枚目を使用してください。

事務事業

- 事務事業名(号を実現する手段)
- 地球温暖化対策地域推進計画策定事業
  - 地球温暖化対策地域協議会の設置
  - 公共施設への太陽光発電導入事業
  - 住宅用太陽光発電システム助成事業
  - きれいなまちづくり推進事業
  - 資源物収集委託事業
  - リサイクルプラザ事務費事業
  - 前処理施設及び芝園清掃工場運営事業
  - 西浜衛生処理場運営事業
  - 西浜衛生処理場設備更新及び縮小化整備事業
  - 旧清掃工場解体事業
  - (循環型社会形成推進事業)
  - 環境調査事業  
(大気汚染・酸性雨関係  
水質汚濁関係  
騒音・振動関係  
ダイオキシン類関係  
測定局等保守管理事業  
地下水汚染対策事業)
  - 環境学習推進計画の策定
  - 3大学との協働事業  
(環境プラトホーム事業)
  - 人材育成事業  
(市民環境大学設立事業)
  - 自然環境調査事業  
(市民・事業者・大学・行政の協働)

施策の対象	地域環境
施策の意図	環境負荷の少ない循環型社会の形成と適正な地域衛生を確保するとともに、総合的な環境保全施策を推進する。
施策の基本方向	・温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的施策を実施するための全市的な取組みとして、市民・事業者との協働体制のもとに「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、もって、世界の環境保全へ貢献できる社会を目指す。 ・環境問題の現状やその原因について、単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結び付けていくため、具体的環境学習へ取り組みを促進し、もって、将来の世代へ継承できる持続可能な社会を創り出すことを目指す。

その他特記すべき事項